

令和7年度 第7回春日市教育委員会定例会 議事録

1 開会及び閉会に関する事項

① 日 時 令和7年10月24日（金）

開会 午前9時00分

閉会 午前9時40分

② 場 所 春日市役所 中会議室

2 出席委員の氏名

委 員	安 本 誠 一
委 員	黒 岩 真理子
委 員	足 達 好 子

3 委員を除き会議に出席した者の職氏名

教 育 部 長	武 末 竜 久
---------	---------

教育総務課長	濱 田 佳寿美
--------	---------

学校教育課長	山 下 江 利
--------	---------

地域教育課長	萩 原 裕 之
--------	---------

教育総務課長補佐	小 嶋 健 朗
----------	---------

教育総務課主査	松 尾 由 香
---------	---------

4 議事の大要

別 紙

午前9時 開会

○安本教育委員（扇教育長職務代理者）

本日は扇教育長が別の公務により欠席となっています。

そこで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、教育長より指名を受けました私安本が会議の進行を務めます。

ただいまから令和7年度第7回春日市教育委員会議定例会を始めます。

【第1 会議録署名委員の指名】

まずはじめに会議録署名委員の指名を行います。

足達委員を指名いたします。

【第2 議案】

第7号議案 春日市立学校の通学区域及び学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明をお願いいたします。

○山下学校教育課長

議案書の2ページをお開きください。

第7号議案 春日市立学校の通学区域及び学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定についてご説明いたします。

提案理由です。現在の規則では、小学校在学中の指定学校の変更は卒業までを継続している。このため、中学校進学時は現住所の指定中学校へ入学することとなっているが、対象児童の心理的な影響もかんがみ、中学校進学時も引き続き指定学校を変更できるよう要件を改めるものである。またそれに伴い、規則別表第3の各項を整理する必要がある。

これがこの議案を提出する理由です。

少し具体的にご説明いたします。

学校の通学区域は住所地によって決まっています。例えば、日の出町に住んでいれば日の出小学校に通学いたします。この場合、この日の出小学校が指定校ということになります。

しかし、指定校を変更できる規定が別表第3に明記しております。

ここで5ページの新旧対照表をご覧ください。右側の改正後でご説明させていただきます。

要件の欄に1から7まで要件がございます。その中の一番代表的なのが1なんですかけれども、住民基本台帳法第23条に規定する、転居をする場合において、引き続き従前の学校に就学するときということでございます。

年度途中で転居する場合は、引き続き従前の学校に就学できるように規定されています。

例えば、日の出小学校区から天神山小学校区に転居しても、引き続き前の住所地の指定校である日の出小学校に通うことができるということです。これを指定校変更といいます。

この場合、指定校変更できる期間は、現行の規定では、小学校で指定校変更を行った場合小学校を卒業する年度までとなっております。

つまり中学校に入学する際は、先ほどの事例で言いますと、春日南中学校へ入学することになります。

ところが、それまで通っていた日の出小学校の子供たちは、春日北中学校に進学いたしますので、お友達と離れ離れになることから、引き続き春日北中学校に通わせて欲しい、中学校卒業するまでは指定校変更を認めて欲しいという要望が多く寄せられておりました。

今回こういった多くの要望を受けまして、当該児童の心理的影響もかんがみ、中学校を卒業するまで指定校変更を認めるよう規則を改正するものです。

改正後の規定の要件2、児童等の兄弟姉妹の就学する学校に就学するときと3におきましては、保護者の共働き等により、放課後に児童を保護できるものが自宅にいないため、児童等を保護できるものの住所の存する通学区域の学校に就学するときについても同様に中学校を卒業するまで、指定校変更を認めるものとするものです。

改正後の別表第4に、この要件をつけ足しております。

いわゆる1、2、3の規定によって小学校の間に指定校変更した場合は、中学校を卒業するときまでその指定校変更を認めますという要件になっております。

ちなみにですが、これが要件1から3の理由で、小学校の指定校変更を行っている児童は市内全体で、現在39名となっております。

さらに要件4を追加するのに伴いまして、別表第3を整理しております。現行の2に規定していましたものを、改正後では5のところに変更しております。現行の5と7、この要件に該当していたものを、改正後の7に集約しております。その際文言を整理しております。

現行の5のところをちょっと見ていただきたいんですけども、出だしの方にいじめ等の理由によりという文言になっているかと思います。

改正後の7のところの文言といたしましては、その他委員会が教育的配慮が必要と認める特別の事情があるときというふうに文言を整理しております。説明は以上です。

○安本教育委員（扇教育長職務代理者）

改正後の6番で、生徒が希望する部活動が指定校にない場合であって、これは小学校のときに把握する事案ですよね。小学校6年生で中学校行ったらこういう部活に入りたいと。

そういう手続きの細かな流れというのはどういうふうにお考えになられているでしょうか。

小学校と中学校の連携が必要になってくるような事案ですよね。中学校入って部活がなかつたじやなくて、小学校のとき、6年生で例えばソフトやサッカーをやっていて、そういう中学校に行きたいというのは、小学校のときに把握しないといけないってことになりますよね。

○山下学校教育課長

こちらが把握するというよりも、当該児童生徒が例えばソフトをやっているとして、自分が進学する学校に今ソフト部がないということを情報として知りえた段階で教育委員会の方に相互相談があるという流れが多いです。

○安本教育委員（扇教育長職務代理者）

例えば小学校の担任の先生とか、中学校の先生が中学校に上がったときどういう部活を知りたいのというアンケートを取るとか、そういう流れが必要になってくるんじゃないのかなと。6番を読んだときにちょっと思ったんですよね。

○山下学校教育課長

部活でこういうのがありますよということまでは、教育委員会もしくは学校の方では行っておりません。

○黒岩教育委員

例えば野球とかサッカーとか、特別にやっている子供たちがいるじゃないですか。そういう子たちが情報を得てというのであって、本来ならば、部活動は自分が行った中学校の中であるものから選ぶべきものなんですよ。

○安本教育委員（扇教育長職務代理者）

それはわかるんだけど、条文でこういうふうに書いちやうと保護者とか、児童にこういうのがありますよって周知しないといけないじゃないですか。情報があるわけだから。

○黒岩教育委員

私もちょっとこれが引っかかったんですよね。簡単に部活に入ったりやめたり、部活に入つてない子もいますよね。だから、おっしゃる通り、こういう書き方を何か。

○安本教育委員（扇教育長職務代理者）

例えばもうすぐ定年なので、申請しないと年金とかもらえませんよというのがあるじゃないですか。条文がちゃんとあるわけで、それを行政側が周知しないと、中学校に上がったときにこんなのがあったんだ、みたいなトラブルが起きないかなとかいうのもあったりして、僕は考

え過ぎなのかもしれないけど、条文があるということは、やっぱり国民や市民に周知させたほうがいいんじゃないかと思うんだけど、どうなんでしょうか。これは旧条文にもあったわけですよね。だけど、知らない人が多いんじゃないのかなということです。

○山下学校教育課長

先ほど黒岩先生が言わされた通り、進学した学校にある部活動に入るのが基本と考えた上で、特定の種目に頑張っている生徒さんの要望を受けてこの条項を入れているというのが、もともとの条項が入った趣旨だと思います。そこを皆さんに向けて周知して、というところが、あくまでも例外規定ですので、そこまで教育委員会の方ではする必要はないと考えています。

○安本教育委員（扇教育長職務代理者）

中学校に上がった後にあの中学校に部活があったから変わりたいというのはできるんですか。

○黒岩教育委員

中学校に入って初めて部活は決めるんであって、小学校のときから希望とかは取れないです。

○安本教育委員（扇教育長職務代理者）

中学校に入ってサッカーチームがなかったとき別の中学校にサッカーチームがあつたら転校じゃないけど変われるんですか。

○山下学校教育課長

ここの条文にはあるにはあるんですけども、安易に使うものではないというご認識をいただければと思います。

○黒岩教育委員

特例の基準というのは難しいですよね。

○山下学校教育委員

難しいですね、正直。

○黒岩教育委員

例えば、福岡で体育の特別教育やってますよね。

認められた子供たちがするのはすっと行けるけど、じゃあ誰がレベルを測るのかとか。

もしかしたらこれはその他の部分に入れたほうがいいのかもしれませんよね。

○安本教育委員（扇教育長職務代理者）

基本的にそういうふうなこともできますよという条文というか、規定の整理をしておいて、これ自体が、調べようと思えばネットで調べれば春日市の例規集に載っているので見ることができるということなんですね。だから情報は自分たちで取るという。

○黒岩教育委員

それはさっきの問題、気がつかなければそれで教えはしないよみたいな、そういう形って私たちのすごく不満なんですね。申請しなければ享受できないので。

でも、徴収する部分はしっかり見てるでしょうという、そういう気持ちが国民にはあるんですよね。そのことをおっしゃってると思うんです。

○安本教育委員（扇教育長職務代理者）

行政の立場はそれであれば僕は構わない、逆に言うと。だけど、これがあるっていうのをほとんど知らないと思うんですよ。調べたらいいって言うかもしれないけどいっぱいあるんですよ。僕も春日市教育委員になってから、春日市のホームページで規則を見たりしているが、もういっぱいあって、その中の1つなんですね。

小学校の校長先生とか、管理職の先生がこういうのがあるっていうのはご存じなのかというのがまず1つあって、知らないんだつたら多分市民も知らない。

これに関わっているいわゆる責任者の方達、小学校の校長先生があるのを知っているのかなというのがまずあってですね。

教育委員会とか小学校の校長先生とか中学校の校長先生がさっき言われたように、例えば県大会とか全国レベルでやってるとか、そういうところで線が引けるわけですよね。

○山下学校教育課長

この情報があること自体は、私たちも校長先生と学校の先生は知っていると認識しております。

○足達教育委員

過去に例がありました。ある部活にいきたいということで、ひょっとしたらご親族ががその地域にいたからたまたまうまいといったのかもしれません。その時からこの条項があったかどうかわかりませんが、実際に部活がしたいからといって、指定校以外の学校に行かれた子はもう十何年か前におられました。

最近の一般的な感覚としていろんなことに意見をつけてくる保護者が多いので、言葉に注意しないと批判がいっぱい出てくるんじやなかろうかと思いました。

早く教えてくれ、なんで教えてくれなかつたのかというようなことを後から言われる保護者も出てこられるのではと。こういう項目の中身よりもその言葉 자체に異論を挟む方がおられるんじやないかなという気はします。

○武末教育部長

基本的に春日市の考え方はコミュニティスクールをとっているので、指定校変更となると自分が住んでいる地域以外の学校に進むということで、コミュニティスクール、地域で子どもを育てようという考え方と、その地域からそこだけは取り出して他の学校に行って他の地域に行くっていう形になるので、その辺の活動を起こしにくくなるのかなというのも1つあります。だからむやみに指定校変更をするというのは、春日市の根底となるコミュニティ・スクールの考え方とちょっと反するのかなと。ただ、子供がやりたい事情、どれだけその部活に、人の情熱ははかりで測れるものではありませんが、親も子を応援して、違う学校までちゃんと送り迎えするかとか通学の問題もやっぱありますので、その辺の条件がきちんと整ってるかどうかというのも1つあると思います。だから、そういう特別なときに認めるという形が多いのかなと思っています。

○黒岩教育委員

現在39名もいるんだなあと思ってちょっとびっくりしました。これは感想ですけど。

さつき部長が言わされたように、コミュニティでわざわざ別に通うっていうことは、近所の人や友達、そういう関係もあって難しいかもしれないですね。

○山下学校教育課長

一応数字的には39名ですけれども、39名全員が6年生までというわけではなくて、例えば、4年生の途中で引っ越して4年生までは前の学校だけど、5年生に上がるときは新しい住所地に行きますよという選択される方もいらっしゃいますので、みんながみんな引っ越ししてから卒業するまで、この学校に行かせてくださいという手続きをとってるわけではないです。

○黒岩教育委員

39名は学年がバラバラということなんですね。わかりました。

○安本教育委員（扇教育長職務代理者）

それでは第7号議案 春日市立学校の通学区域及び学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について、ただいまより採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○安本教育委員（扇教育長職務代理者）

全員賛成でございます。

よって7号議案 春日市立学校の通学区域及び学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について、全員賛成をもって可決いたしました。

【第2 報告事項】

○安本教育委員（扇教育長職務代理者）

教育長報告についてです。これについては教育長不在のため割愛させていただきます。

次に(2)番、教育委員報告です。

(報告なし)

(3)番の事務局報告に移ります。春日市いじめ防止等基本方針の改訂についてです。

事務局から報告をお願いいたします。

○山下学校教育課長

今回改訂いたしましたいじめ防止基本方針の1冊の冊子のものと、改訂の理由と主な改定点を書いた1枚ものの紙をお配りしていたと思います。

まず1枚ものの紙で改訂のポイントをご説明いたします。

改訂の理由といたしましては、本基本方針は、平成26年4月に定めましてから約11年が経過しております。このことから、必要な見直しを行ったものです。

主な改訂点は4点ございます。

1点目が、関係機関や専門職の名称の修正、そして2点目、いじめの防止、早期発見対応の取り組みを現状に合わせて修正しております。

先ほど申し上げました通り11年経っており、専門機関の名前ですとか、取り組み内容が変わっておりますので、そのあたりを修正しております。これについては詳しい説明は省略させていただきます。

3点目です。今回大きな改訂を行うきっかけとなった部分になります。

この基本方針の第4章になります。

11ページをお開きいただけますでしょうか。第4章は重大事態への対処が書いております。

基本的に文部科学省が出ておりますいじめの重大事態の調査に関するガイドラインというのが令和6年8月に改訂されているんですけれども、これをもとに見直しを行っております。大きな改訂点が、12ページの一番冒頭のところに調査を行うための組織というのが明記されております。重大事態が発生した場合、調査を行うための組織ということで、改訂前はどのようなケースでも、第三者委員会である春日市いじめ防止等対策推進委員会、ここが調査を行うことと規定しておりました。これを12ページの最初の部分に書いてありましたとおり、市教育委員会における組織と、学校における組織、そして第三者による組織のいずれかとして、市の教育委員会が判断するものと変更しております。

重大事態に限らず、いじめが発生した場合は、それぞれの学校が丁寧な調査や対応をしております。場合によっては市教委が関係するものもあります。重大事態として認定したものはすべて第三者委員会で調査しなければならないと限定してしまうと非常にハードルが高いものですし、やや現実的でもなく、重大事態の認定を回避するという傾向にも繋がりかねませんので、このため、ケースによって学校や市教委の調査組織として対応することもできるという表現に変更しております。

先ほども申しました通り、国のガイドライン、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインや福岡県の教育事務所の助言をもとに、参考にこの改定を行ったものです。

重複いたしますが、重大事態の内容によって、この3つの調査組織どれを使うかを適切に判断していくということで変更しているところです。

説明は以上です。

○黒岩教育委員

第三者による組織の春日市いじめ防止対策推進委員会のメンバーはどんな方ですか。

○山下学校教育課長

基本指針4ページに記載しております。いじめ防止等のための組織等の設置の(2)のところにいじめ防止等推進室の設置ということで、医師、弁護士、学識経験者、心理または福祉に関する専門的知識・経験を有する者等の中から選定、就任していただいております。

○黒岩教育委員

何名ぐらいで組織するのですか。今までこの組織が設置されたことが何回かありますか。

○山下学校教育課長

設置自体は常時しております、重大事態が起きたら開催するという形、あと年に1回は必ず、その年度の事例等の状況を報告するために会議は開催しております。

6名はいらっしゃるかと思います。

○安本教育委員(扇教育長職務代理者)

今ご説明があった12ページの(2)番、調査を行うための組織のア、イ、ウとも、いわゆる11ページの重大事案が起きた場合に、組織されるアイウですか。というのと、アイウには、例えば大・中・小、重大の中の大、重大の中の中、重大の中の小みたいな、アイウになっているというイメージなんですか。

例えば第三者による組織って言ったら普通に考えたら重大事案が重大だと思うんですけど、アイは、中程度、小程度みたいな感じですか。

○山下学校教育課長

今回、改訂にあたって県教委ですかと情報交換をしながら進める中で、私ども認識が誤っていたところがあるんですけれども、どうしてもいじめ重大事態によって第三者委員会が立ち上がりましたというニュースが新聞やマスコミ等で日々的に出ているケースがあります。それを見る限り、重大事態イコール第三者委員会を立ち上げるべきものというような解釈を私どももしていたところなんですかとも、日々的にニュースになる案件というのは、加害者側、被害者側双方納得できないで、やっぱり調査してくださいとかいうことで、市、もしくは学校の調査に対しても信頼関係が崩れた場合に、調査申し立てが出て、第三者委員会を立ち上げるというような形になるというケースが多いです。だから、大きい小さいというよりも、学校や市教委に対する調査の信頼性が損なわれたときに、第三者委員会まで上がってくる。とご説明したほうがわかりやすいのかなと思います。

ですので、いろいろ重大事態がある中で、何をもって大きいもの小さいものと判断するのかというのは、小さいものから大きいものまで程度を判断することは大変難しいとは思うんですけれども、まずは学校と子供や保護者との信頼関係、次に市教委、というふうな段階を追っていくものと認識していただければわかりやすいのかなと思っております。

○安本教育委員(扇教育長職務代理者)

と私も思ったんですけど、そしたら、イとアは順番逆かなと思って。学校における組織でまずやって、次に市教委に上がって、それでも納得いかないや第三者委員会かなって僕は思ったんです。今ご説明あった最後の点が僕も理解していたもので、多分、手続きの順番かなと。

だから、アトイを入れ替えた方が、上から読むので、まず学校でやるんだとか、次は市教委が学校との間に入って、そのあと第三者からと。

○山下学校教育課長

当たり前のようにこう見てきたもので。ありがとうございます。

○安本教育委員（扇教育長職務代理者）

いやいや、今説明があったので、私もそこに目がいったという感じです。

（4）主要行事報告

○安本教育委員（扇教育長職務代理者）

11月13日、文科省が来るんですか。

○萩原地域教育課長

文科省が来ます。ただ別に春日を狙い撃ちというわけではなくてですね。

過去にも来たことあるんです。定例的に来てる感じなんですけど。

東中が比較的面白そうな連携の取り組みをやっているので、それを見てもらおうかなと。

○安本教育委員（扇教育長職務代理者）

頑張ってください。

【第3 調整事項】

(1) 11月定例教育委員会議の日程について

令和7年11月21日（金） 午前9時 決定

(2) 12月教育委員会議の日程について

令和7年12月19日（金） 午前9時 決定

(3) 11月教育委員懇談会の日程について

令和7年11月21日（金） 午前10時 決定

(4) 12月教育委員懇談会の日程について

令和7年12月19日（金） 午前10時 決定

○安本教育委員（扇教育長職務代理者）

以上で本日の教育委員会は閉会いたします。

午前9時40分閉会